

平成28年 通勤手当の非課税限度額引き上げのご案内

<はじめに>

◎平成28年の税制改正により通勤手当の非課税限度額に対して改正が行われました。交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当に対する最高限度額が100,000円から150,000円と変更されました。(平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用。課税済の通勤手当については年末調整時に精算するそうです。詳細は国税庁にお問い合わせください。)

以下に現状のMyStaffで非課税限度額を変更する手順を説明させていただきます。

<税額表の変更>

- ① メインメニュー→**税額表**→**通勤非課税**を押します。

「00000002：平成26年04月改定後(改正日26年10月)通勤非課税限度額」を選択して、**決定**を押します。

- ② 以下のように限度額を100,000円から150,000円に変更します。

区分	非課税限度額	通勤手段
0	150000円	入力
1	150000円	交通機関
2	0円	交通用具(2km未満)

- ③ **戻る**を押します。「データを保存しますか?」と表示されたら**はい**を押します。

<従業員マスタの変更(明細書マスタの通勤費が「計算」の場合)>

明細書マスタの通勤費の区分が「計算」の場合は以下の手順となります。「固定」または「変動」の場合は<従業員マスタの変更(明細書マスタの通勤費が「固定」「変動」の場合)>をご参照ください。

- ① 該当する従業員マスタを開き「給与」のページを見ます。
 ② 右下の**通勤費**を押します。
 ③ 支給月欄(例では1)をクリックし、キーボードのTABキーを押します。非課税限度額が100,000円から変更された事を確認して、**更新**を押します。

- ④ データを保存して従業員マスタを終了します。

<従業員マスタの変更(明細書マスタの通勤費が「固定」「変動」の場合)>

- ① 該当する従業員マスタを開き「給与」のページを見ます。
 ② 通勤上限欄の金額を150000円に変更します。

個人・保険	給与	支払方法	家族情報/報酬履歴	メモ帳					
給与体系	日給	税表区分	月甲	年調区分	要	昇給月	減額	欠勤○遅早○	
締日等	31日締	翌	21日支払	残業単価	事優先	減額単価	事優先	有休基本	77.00
給与明細	給与明細書		賞与明細		賞与明細書				
月給	日給	時給	住民6月	住民其他	通勤上限	遅早単価	欠勤単価		
180000	0	3148	0	0	150000	0	0		
普通残業	法定休日	一般深夜	其他残業	単価詳細	法定外深夜	其他2			

以上です。ご不明な点ございましたらサポートセンターまでご連絡ください。